庁議事案書

日 付	令和8年5月22日（金）	会議種別	政策会議
事案名称	茅ヶ崎市事前復興まちづくり指針（素案）について		

1．事案の概要

提案理由 取り組み内容	【背景・目的】　大規模な震災により市街地が甚大な被害を受けた場合には、元の状態に「復旧」するのではなく、地域の課題を解決し、将来を見据えてより良いまちを再構築する「復興まちづくり」に取り組むことが考えられます。迅速かつ的確に「復興まちづくり」を実現するには、平時から、復興を通じて解決すべき地域の課題や、実現したいまちの姿についてあらかじめ検討し、住民や事業者等と共有しておくことが重要です。このような考え方に基づき、本市における復興まちづくりの基本的な考え方を示す「茅ヶ崎市事前復興まちづくり指針」を策定するものです。 【指針策定のポイント】　震災による被害は不確実性が高いため、本指針は、被害想定に対してあらかじめ復興まちづくりの方向性や事業内容を固めてしまうものではなく、検討過程で明らかになった災害への備えを行政・住民が一体となって取り組むためのものです。 　また、指針策定に併せて、市職員が円滑に復興業務を遂行するための行動マニュアルを作成し、今後、庁内においても継続的に復興事前準備に取り組みます。
審議事案等	茅ヶ崎市事前復興まちづくり指針（素案）について

2．行政計画等との関係

(1)茅ヶ崎市総合計画

主たる政策目標	6.安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち				
関連する政策目標	政策目標５	政策目標７			

(2)その他関連計画	ちがさき都市マスタープラン、茅ヶ崎市地域防災計画、茅ヶ崎市国土強靭化地域計画
(3)関係法令	都市計画法、大規模災害からの復興に関する法律、災害対策基本法

事案担当	都市部都市政策課	内線	2331
関係部課			

政策会議結果報告書

1 開 催 日	令和8年5月22日（金）
2 件　　名	茅ヶ崎市事前復興まちづくり指針（素案）について
3 事案担当	都市部都市政策課
4 関係部課	
5 出 席 者	■ 市長　■ 副市長　■ 副市長　■ 教育長　■ 病院事業管理者 ■ 出席　□ 欠席
6 説 明 者	都市部長　都市政策課長　主幹都市政策担当
7 会議結果	本案件については、一部修正することとし、承認される。
8 主な意見等	＊ 発災前の時点で重点復興、復興促進・誘導地区、復旧地区の３つに復興地区区分をを分類するのか。分類に納得のいかない市民もいるのではないか。【市長】 → 詳細版の図3-32のフローのとおり、まずは、このフローに従って区分し、地域住民との話し合いながら決定してまいります。東日本大震災の事例を踏まえると、このような考え方を事前に定めていない状態と、発災前に事前に公表している状態を比較すると、後者がよりスムーズな住民との合意形成に繋がるという認識でおります。 ＊ 実際の被災状況は、グラデーションのようなものであり、３つの分類にかならずしも区切れないのではないか。市民の感情に寄り添い分類を行うことが重要になると考えられる。地域に入り、住民との合意形成を十分に行った上で整理を進めるように。【市長】 →承知しました。 ＊ 重点復興地区について、行政が全ての復興を行うイメージと勘違いされないか。【塩崎副市長】 → 基盤整備は行政が中心となって進めていく必要がありますが、住宅再建については、行政がサポートを行いながら、原則としては住民自身が進める必要があります。 ＊ 市民に対し十分な説明を行わないと、重点復興地区については、行政が住宅再建も含め全て復興してくれると市民が認識してしまう恐れがあるのではないか。【塩崎副市長】 → 復興地区区分の考え方については市民に理解してもらう必要があるという認識をしており、これまでのワークショップでも重点的に説明を行ってきました。これまでのワークショップでは、復興に対する理解がある方、そうでない方のどちらにもご参加いただきましたが、どちらについても復興地区区分の考え方についてご理解いただけたという認識でおり、今後のワークショップでも説明していく必要があるという認識でおります。 ＊ 大きな災害が起こった際に、住民が持っている土地が使えなくなり、住民の土地の権利を整理していく必要があると思うが、そういったことについても説明を行っていくのか。【教育長】

→ 説明を行っていく予定です。道路等の基盤整備を行った上で区画整理を行い、市民が所有する土地の割合が決まっていくイメージです。

＊ 市民は土地を守りたいと思うが、土地の買い取りの補償はあるのか。土地単価が下がってしまうことはないのか。【教育長】

→ 土地面積が少なくなってしまう可能性もありますが、逆に道路等の基盤整備の状況によって土地単価は上がる、といったケースも想定されます。

＊ 被災の状況によっては、海側にあったものを高台に移すという可能性もあるのか。【教育長】

→ 集団での移転か個別での移転かにより手法は異なりますが、集団で移すという場合は、土地交換を行う可能性があります。本市は津波により市街地が広く浸水するリスクが低いため、集団移転ではなく、現状の課題を解決しながら原位置で復興していくことが中心となる想定です。

＊ 学校に通う子ども達のためには、発災後にスムーズに日常を取り戻す環境を提供する必要がある。教育施設についても、原則は元あった場所での復興を目指していくということか。【教育長】

→ 一時的に仮の校舎を設ける可能性はありますが、元あった場所での復興を進めることが想定されます。現状は市街地の復興が主体ですが、教育だけでなく産業や福祉の復興についても、所管課で市職員用行動マニュアルを作成する等の取組が必要と考えております。

＊ 既存のまちづくり計画の有無が復興地区区分の分類に影響するとあるが、まちづくり計画とはどのようなものを指すのか。【病院事業管理者】

→ 既に当該地区のまちづくり計画が策定されている辻堂駅西口周辺地区、香川駅周辺地区、浜見平地区等を想定しています。これらの地区で被害が深刻である場合は、重点復興地区に分類し、復興とともにまちづくり計画の実現を図ってまいります。

＊ 資料2　P6の復興プロセスの図では、発災から6ヶ月以降で本格復興期に移ることとなっているが、現実的に発災から6ヶ月で本格的に復興することは可能なのか。目安といったニュアンスを入れた方が良いのでは。【岸副市長】

→ 実際の復興事業というよりは、発災から6ヶ月後で復興事業に向けた話し合いを開始するというレベルの認識でおります。表現については検討します。

＊ 県内自治体での復興まちづくり指針の策定状況はどのようになっているのか。【岸副市長】

→ 川崎市、厚木市が策定済みであり、近隣の類似自治体が、策定に向けた準備を進めている段階です。

＊ 職員、市民にはいつから本指針を策定する予定であるという説明を行い、市民の意見を反映するためにどのような取組を行ったのか。【岸副市長】

→ 参考資料のスケジュールの枠外の記載の通り、令和5年1月23日開催の「復興まちづくりのための事前準備に関する説明会」にて職員に対する説明、令和6年1月30日開催の「復興事前準備に関する意見交換会」にて市民に対する説明を行いました。また、令和6年度にwebアンケートを実施し、令和7年度には郵送のアンケート、ワークショップ、オンラインプラットフォームの開設を行いました。本指針の公表は、事前復興に向けた市民周知のあくまでスタートであるという認識でいるので、今後地域に入り、更なる市民への周知を図っていきます。

＊ この指針を持っていないと国の補助金が出ないということはあるのか。【岸副市長】

→ 近年、事前復興まちづくり指針の策定が、国からの補助の要件になる制度が出てきています。なお、本指針の策定に、国からの補助金を活用しています。

	＊「地震による地域危険度測定調査報告」が発表された平成20年度と比較すると、建物の建替等により状況は変化していると思う。本指針では、延焼クラスターに関するリスクを重点的な課題であると整理しているがそれでよいか。【岸副市長】 → 耐火性能の低い木造住宅が建て替えられたことや準防火地域の拡大により以前よりリスクが少なくなってることは考えられますが、依然として住宅の密集度が高いため、延焼クラスターに関するリスクは本市の重点的な課題であると捉えています。 ＊ パブリックコメントは、ダイジェスト版の資料を用いて行うのか。【市長】 → 詳細版は閲覧用とし、ダイジェスト版を用います。ダイジェスト版に詳細版のQRコードを掲載予定です。